7月 こころの健康相談

	内容	相談日	場所	時間	予約・問合先				
	精神科医師 による相談	7日(水)	市保健センター	13:30	飛驒保健所 ☎33-1111 (内311)				
	精神保健福祉士 による相談	27日 (火)		~ 15:30	健康推進課 ☎ 35-3160(*)				

*7月21日(水)までにご予約ください。

精神保健福祉士の相談では、こころの健康を目的とした、家庭や職場、学校での人間関係の悩みも伺います。話すだけでも気持ちは軽くなります。「病院に行くのは気がひける」「話を聴いてほしい」という方、また家族の方による相談、電話による相談も可能です。お気軽にご相談ください。

禁煙外来治療費を助成します

ご自身の健康のため、また周囲の人を受動喫煙から守るため、この機会に禁煙にチャレンジしませんか(禁煙治療については、禁煙外来のある医療機関でご相談ください)。

対象 禁煙外来の保険診療を受けて、禁煙治療を終了した20歳以上の方(標準的な禁煙治療プログラムでは、12週間で計5回の禁煙治療を行います)

助成額 禁煙外来治療に要した保険診療自 己負担額の1/2(上限1万円、100 円未満は切り捨て)*一人一回の み

申込 健康推進課または各支所地域振興 課の窓□

持ち物

- ①禁煙治療が完了したことが確認できる診療明細書、調剤 明細書
- ②禁煙治療に関して医療機関、調剤薬局に支払った領収書
- ③健康保険証
- ④申請者名義の通帳(口座番号がわかるもの)

笑いヨガ体験

今月も笑いヨガ体験会は中止します。 毎日笑って、免疫力強化しましょう。

問合 ひだ笑いヨガクラブ ☎ 33-0064

Hea!th Navi+

問合 健康推進課 ☎35-3160

犬・猫の飼い主の方へ

令和3年7月1日から犬および猫 (いずれも生後90日以下のものを 除く)を合計10頭以上飼養してい る方は県への届出が義務付けられ ます。



・ 多頭飼養の届出

7月1日時点で、犬および猫を合計10頭以上飼養している方は、7月1日から30日以内に届出が必要です。第一種動物取扱業を営んでいる方などは除外されます。



・変更の届出

多頭飼養の届出事項に変更があった日から 30日以内に届出が必要です。

・廃止の届出

飼養を廃止したとき、または飼養する犬および猫の合計数が10頭未満となったときは速やかに届出が必要です。

罰則

上記の届出をせず、または虚偽の届出をした者は5万円以下の過料に処せられます。

詳しくは、県HP(QRコード)を ご覧ください。

問合 飛驒保健所 ☎ 33-1111

(内322)



7月 休日診療のお知らせ

問合 医療課 ☎35-3177

診療名	対象となる方	期日	受付時間	持ち物	場所
医科診療	休日に急病になった方	4(日)・11(日)・18(日)・ 22(木祝)・23(金祝)・25(日)	8:30~11:30 13:00~14:30	健康保険証	休日診療所 (市保健センター内) ☎35-3175
歯科診療	日曜日に歯が痛くなった方 小児のフッ素塗布希望の方	4(日)・11(日)・18(日)・ 25(日)	8:30~11:30	医療受給者証 (受給者のみ) お薬手帳 (お持ちの方)	

- ●休日・夜間などの急病の場合、受診できる医療機関を知りたいときは高山地域救急医療情報センターまで電話してください(☎34-3799)
- ●市民の方は、看護師や医師などに 24時間365日、電話で医療相談ができます(通話料・相談料無料、携帯電話使用可) [☎0120-54-7830]